

税の申告はお済みですか

市民税・都民税、所得税の申告は3月15日までに

郵送でも申告できます

「市民税・都民税」の申告は「市役所」へ、「所得税」の確定申告は「東村山税務署」へ、申請は郵送でもできます。いずれも3月15日(木)まで申告書を郵送する方で、控える額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

所得税

申告と相談は東村山税務署へ
〒189-8555
東村山市本町1ノ20ノ22
☎042-394-6811
土曜・日曜日は休み

(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
給与の年収が2000万円を超える方
給与を2カ所以上から受けている方で、従たる給与との金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方
給与以外の所得が20万円を超える方
同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃料など

確定申告が必要な方

(1) 事業を営んでいる方
不動産所得などがある方
土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方など
18年中の各種所得の合計額

相談に来られる方へ

あらかじめ自分で書けるところは記入し、早めにお越しください。
申告期間が終了に近づくと混雑するため、お待ちいただく場合があります。

市民税・都民税

申告と相談は
市役所課税課市民税係へ
(内線2333~2337)
土曜・日曜日は休み

確定申告をする
税金が戻る方

申告が必要な方

(1) 19年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方
勤務先から市役所へ給与と勤務先からの提出がない方
給与と勤務先からの提出がない方
18年中に退職し、19年

申告先のご確認を
所得税は
東村山税務署へ
市民税・都民税は
市役所へ

前年中に収入のなかった方も申告を

前年(18年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し提出してください(同居の方の扶養になつていない場合は除く)。

市民税・都民税の申告書が届かない方へ

申告書は、申告する必要が
あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入
証明書など前年中の収入金額
の分かる書類 社会保険料・
生命保険料・損害保険料・医
療費等の各控除を受ける場合
は、前年中に支払った証明書
または領収書 国民健康保険
税・国民年金・介護保険料で
前年中に支払った領収書等
障害をお持ちの方は障害者手
続き書

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、次のものに限定させていただきます。
(1) 提出のみの方 = 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの
(2) 簡易な申告の方 = 給与や公的年金のみの収入の方 前記に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方
なお、簡易な申告の方で、市役所にお越しいただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かるところは記載し、筆記具・計算機をご持参ください。市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。
申告期間が3月15日に近づきますと、申告会場が大変混雑するため、お待ちいただく場合があります。お早めにお越しください。

市ホームページに掲載する 広告主を募集

月に約42,000件のアクセスがある市のホームページに広告(パナー広告)を掲載してみませんか。
【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます
【規格】「扉のページ」上に、縦60ピクセル、横150ピクセル。4キロバイト以内。GIF形式
広告デザインは広告主で作成となります。
【募集枠】8枠
【掲載期間】5月から、1カ月単位で最長12カ月
【掲載料】1枠当たり月20,000円
申し込みは3月12日(月)までに(消印有効) 所定の申込書(広報課 市役所2階 配布)に必要事項を記入の上、〒203-8555、市役所広報課まで郵送を。電子メール(下記メールアドレス参照) ファクス472-1131または直接同課(市役所2階)へ持参可。
申込書は市ホームページからも入手できます。
詳しくは同課広報担当☎470-7708へ。

広報課メールアドレス
koho@city.higashikurume.lg.jp

バイクや 軽自動車の 廃車・所有者変更の手続きを 3月30日(金)までに お願いします

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車をお持ちの方に課税されます。使用しなくなったり、所有者が変



廃車・所有者変更したら手続きを

Q 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もつと、3年前から所有

軽自動車税Q&A

詳しくは課税課市民税係(内線2331、2332)へ。

手続きの種類と必要な書類など(原動機付自転車、小型特殊車)

手続きの内容	手続きに必要なもの					
	印鑑 または 免許証	標識交付 証明書	標識 (ナンバー プレート)	販 売 証 明 書	廃車申 告書 受 付 書	譲 証 明 書
新規購入						
転入	廃車手続済み					
	未廃車					
譲渡	廃車手続済み					
	未廃車					
廃車						

法人の場合は、会社の「社印」および「代表者印」を押印してください。
廃車の際、ナンバープレートを紛失等で返却できない場合、200円の弁償金を納めていただきます。
盗難で廃車の場合は、警察に「盗難届の受理番号」を確認してください。
本人以外の方(代理人)は、委任状が必要になります。

19年度課税(非課税)証明書の発行

19年度(18年分所得)の課税(非課税)証明書の発行は、
当初賦課決定後(毎月の給与のみから市民税・都民税が差し引かれる方は、5月10日ごろ、そのほかの方は、6月11日ごろ)になります。